

# 医師確保計画の概要(厚労省案)について(第7次医療計画への追加)

～医療法及び医師法の一部改正(H30年7月25日公布)について～

第7次医療計画(期間:2018年度～2023年度)

2018年度 (国において方針のとりまとめ)	2019年度 (計画の策定)	2020～2023年度 (計画に基づく医師確保策の実施)
<p><b>医師偏在指標(指標)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○厚生労働省が平成30年度中に都道府県へ提示予定。</li> <li>○三次及び二次医療圏ごとに、医療需要、人口構成、地理的条件、偏在の種別(区域、診療科)、医師の性年齢分布、患者の流入出を考慮。</li> <li>○全国335二次医療圏の上位及び下位の一定割合を医師多数区域、医師少数区域とする。</li> </ul>	<p><b>医師確保計画(計画)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○指標を踏まえ府が計画を策定。</li> <li>○策定や実施に必要な事項は医療対策協議会で協議。</li> <li>○計画の期間は3年(3年ごとに見直し)。ただし、最初の計画は「第7次医療計画」の終期に合わせて4年。</li> <li>○主な内容                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・二次医療圏ごとに医師少数区域又は医師多数区域を設定(二次医療圏の中で両区域は混在しない。)</li> <li>・二次医療圏ごとの医師の確保数の目標、方針及び施策</li> <li>・目標の達成に向けた各種施策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>→医師少数区域への医師派遣の在り方</li> <li>→医師養成課程(医学部、臨床研修、専門研修)を通じた医師の地域定着策 など</li> </ul> </li> </ul> </li> </ul>	<p><b>計画に基づき府が実施する医師確保の取組み(国の例示)</b></p> <p><b>【医師の養成】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○医学部:大学への地域枠の創設・増加の要請</li> <li>○臨床研修:臨床研修病院の指定、募集定員の設定</li> <li>○専門研修:専門医機構へ地域医療に必要な措置を意見 →国が都道府県の意見を聴き、同機構へ意見</li> <li>○医師養成課程を通じた医師確保対策 →定員は変えず地域枠のみ増加(一般枠から振替)させるのか等を今後国で検討。 →実際の定員増は平成32年度分より先。</li> </ul>
<p><b>キャリア形成プログラムの見直し</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○2020年募集要項の見直し</li> <li>○2019年以前入学者への適用</li> <li>○優先マッチングの検討</li> </ul>	<p>医療審議会での答申を経て、医療計画に追加</p>	<p><b>【地域医療への意識付け】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○地域枠学生向けの地域実習プログラムの実施。</li> <li>○医学部の地域診療実習や臨床研修の地域医療研修を医師少数区域で実施。</li> </ul>
<p><b>医療対策協議会の役割の強化</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○委員構成の見直し ・委員の一定割合を女性委員に</li> <li>○医師派遣部会の設置</li> <li>○地域医療支援事務を役割に追加 ・府地域医療支援C運営事業委員会との一本化</li> <li>○地域医療支援事務と医療勤務環境改善支援事務の相互連携</li> </ul>	<p>※法律上は、「医療計画」で定める事項に、次の事項を追加するという位置づけ。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の確保に関する事項</li> <li>・外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項</li> </ul>	<p><b>【医師少数区域への医師の派遣】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○府の方針に基づき地域医療支援Cが派遣計画案を作成。</li> <li>○キャリア形成PGに医師少数区域への派遣を記載。                     <ul style="list-style-type: none"> <li>・医師の派遣状況を国が定期的にフォローアップ。</li> <li>・医師少数区域で勤務する医師に対するインセンティブ →勤務を通じ地域医療の知見を有する医師(認定医師)を省令で定める病院の管理者の要件に。 (要件は今後検討)。</li> <li>→当該医師の雇用に関するインセンティブも今後検討</li> </ul> </li> </ul>

医療対策協議会で協議

【参考】地域の外来医療機能の偏在・不足等への対応

- 外来医療機能に関する情報の可視化。⇒新規開業者等へ情報提供することで自主的な経営判断を促す。
- 入院は地域医療構想、在宅医療は医療計画に記載。外来医療に係る医療提供体制の確保に関する事項を医療計画に記載するよう改正。